

平成 2 3 年度税制改正要望結果  
(民間資金等活用事業 (P F I) の推進に係るもの)

【項目】

コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設

【結果】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正を前提に、同法に規定する公共施設等運営事業権（仮称）を法人税法上の減価償却資産（無形固定資産）とし、その耐用年数を事業権登録簿（仮称）に記載された存続期間とする。